


(様式4)

県政調査報告書

平成26年10月27日

県議会議長 向 笠 茂 幸 殿

会派名 自由民主党神奈川県議会議員団

団長名 杉 山 信 雄 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 松田 良昭 (団 員) 久保寺邦夫 持田 文男 杉山 信雄 森 正明 桐生 秀昭 木村 謙蔵 梅沢 裕之 いそもと桂太郎 小島 健一 石井もとみち 杉本 透 国松 誠 内田みほこ あらい絹世 高橋栄一郎 原 聡祐 山口 貴裕 田中徳一郎
2 調査目的	東日本大震災により、宮城県、福島県と並び甚大な被害を受けた岩手県や青森県の復興状況について視察するとともに、本県において災害廃棄物（漁網）を受け入れた洋野町、本県職員が派遣されている宮古市を訪問し、今後の復興支援のあり方等について聴取することにより、防災施策など本県行政課題の解決に資する。
3 調査期間	平成26年7月28日～7月30日
4 調査地	青森県、岩手県
5 調査内容	(別添のとおり)



自民党神奈川県議会議員団

# 県政調査報告書



八戸市役所にて

日程：平成26年7月28日(月)～30日(水)

## 訪問先その1

日時	平成 26 年 7 月 28 日 (月)
場所	八戸市役所、蕪島、種差海岸インフォメーションセンター
所在地	八戸市内丸一丁目 1-1 ほか
応対者	総合政策部政策推進課・久保震災復興推進室長、防災安全部防災危機管理課・高村防災対策グループリーダーほか
調査項目	1 東日本大震災からの復興に向けた八戸市の取組みについて 2 被災地の現状について (視察)

### 1 八戸市の概要

八戸市は青森県南東部に位置し、北東北に位置しながら比較的穏やかな気候であり、冬の積雪量が少なく晴天日が多い。

地形はなだらかな大地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がっており、その平野を三分するかたちで馬淵川、新井田川が流れ、これらの河口を中心とした海岸地帯には、近代的で大規模な施設を擁する工業港、漁港、商港が配置されている。

昭和 4 年の市政施行当時の人口は 52,000 人であったが、昭和 39 年の新産業都市指定以降、急速な工業集積、都市化の進展、水産業の発展等とあいまって、北東北有数の工業・水産都市として目覚ましい発展を遂げた。

観光面では、ウミネコの繁殖地として有名な蕪島や天然の芝生が自生する種差海岸などの景勝地に恵まれており、平成 25 年 5 月には、蕪島を基点とする種差海岸が「三陸復興国立公園」に指定された。

それ以外にも、日本一の山車まつりといわれる「八戸三社大祭」をはじめとして魅力ある観光資源が豊富に存在している。

### ■八戸市の人口、面積、世帯数

H26.3 末現在

人 口	総 数	2 3 7, 9 2 7	人
	男	1 1 3, 9 9 7	人
	女	1 2 3, 9 3 0	人
世帯数		1 0 5, 6 4 8	世帯
面 積		3 0 5. 4 0	K m <sup>2</sup>

### 2 八戸市が被災した地震・津波の概要

#### (1) 地震の発生

平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 46 分、三陸沖を震源地とする国内観測史上最大規模となるマグニチュード 9.0 の巨大地



震が発生した。

八戸市では南郷区で震度5強を観測したほか、内丸で震度5弱、湊町と島守で震度4を観測した。

- ① 発生日時：平成23年3月11日（金）14:46
- ② 震源地：三陸沖（北緯38度6分、東経142度51分）
- ③ 震源の深さ：24km
- ④ 規模：マグニチュード9.0

## (2) 津波の発生

八戸市を含む青森県太平洋沿岸は、3月11日午後2時49分に津波警報1mが発表されたのち、午後3時14分に津波警報3m、午後3時30分に津波警報8m、午後4時08分に津波警報10m以上が発表された。

その後12日午後8時20分に津波警報、13日午前7時30分に津波注意報となり、13日午後5時58分に解除された。

## (3) 八戸市での調査結果

気象庁と青森地方気象台が八戸市で実施した調査では、津波により流出した八戸検潮所付近における津波の高さが6.2mであったと推定している。

調査地点	調査日	測量時刻	津波の高さ(m)
八戸市新湊(八戸検潮所付近)	3/30	9:55	6.2

## 3 被害の概要

### (1) 人的被害

八戸市における人的被害は、死者1名、行方不明1名である。

負傷者は、重症18名、軽症52名であり、うち重症4名、軽症1名は、4月7日の余震による負傷者となっている。

### (2) 建物被害

#### ■住家被害

罹災区分	計	
	棟数	被害額
全壊	254 棟	668,100,278 円
大規模半壊	147 棟	174,666,971 円
半壊	477 棟	407,042,596 円
計	878 棟	1,249,809,845 円

■非住家被害

罹災区分	計	
	棟数	被害額
全壊	347 棟	576, 927, 416 円
大規模半壊	261 棟	569, 143, 241 円
半壊	538 棟	372, 307, 391 円
計	1, 146 棟	1, 518, 378, 048 円

津波による住家の被害の地区ごとの特徴として、防波堤がない蕪島より南部の地域は、津波の勢いが弱まることなく家屋を直撃し、1階の壁を突き抜けているものが多かったのに対して、防波堤がある蕪島から北部の地域については、防波堤によりある程度水圧が弱まった波が浸水している様子が確認された。

(3) 観光関係被害

ほとんどの観光施設は津波による直接的な影響はなかったものの、震度5強の大きなゆれと直後からの停電は市民のみならず、観光客にも大きな不安を与えた。

(4) 商工関係被害

商工関係被害額は566億円（平成23年度末現在）で被害額の約47%を占めている。

業種別で見ると、製造業が約半分を占めており、津波被害による臨海工業地帯の工場群及び水産加工業者に被害が集中している。

(5) 農林関係被害

津波により、農地53.4ha（水田42.2ha、畑等11.2ha）が浸水する甚大な被害となった。

生産関係施設の被害としては、ビニールハウス152棟、集出荷施設の倉庫・冷蔵庫が1件、揚水ポンプの破損が2件となっている。

機械類については、トラクター50台等4億4,000万円余りの被害を受けている。

(6) 水産関係被害

水産業は、臨海地域での施設立地が多いことから、津波による被害が甚大であった。漁船、漁具関係の被害のほか、施設関係においても甚大な被害を受けている。

■漁船

所属隻数	被害隻数	被害額（千円）	被害状況
491 隻	318 隻	11, 637, 430	全損188隻、その他130隻

## ■漁具

被害件数	被害額（千円）	被害状況
55 件	718,200	漁具滅失、漁網滅失

## ■施設関係

区分	被害数	被害額（千円）	被害状況
漁業協同組合等	232 件	21,019,790	事務所、漁具保管庫、市場等

### (7) その他

その他、防波堤、コンテナターミナル等、重要な港湾施設において、約 398 億円の被害が発生したほか、福祉関係施設、体育関係施設、文教関係施設においても被害が生じている。

## 4 八戸市復興計画の概要

以上のとおり甚大な被害を受けた八戸市だが、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図るとともに、今回の経験・教訓を生かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画的な復興を目指すことを趣旨として、平成 23 年 9 月、八戸市復興計画を策定した。

復興計画の策定に当たっては、関係機関や関係団体の有識者等で構成する八戸市復興計画検討会議を設置したほか、市民アンケート、関係団体へのヒアリング、復興フォーラム、市民意見公募等を実施し計画づくりへの積極的な市民参加を図った。

### (1) 復興計画の位置付け

第 5 次八戸市総合計画基本構想（平成 19～28 年度）及び後期推進計画（平成 23～28 年度）を補完する震災対策の特別計画として位置付ける。

### (2) 計画期間

- ・復旧期～H 2 3 - 2 4 年度の 2 か年

市民生活及び地域産業を震災前の状態まで早急に回復させるため、社会的機能や社会経済活動の復旧に集中的に取り組む期間

- ・再生期～H 2 5 - 2 7 年度の 3 か年

早期復旧から創造的復興への移行期間として、社会的機能や社会経済活動の復旧を完了させるとともに、地域再生の基礎づくりに取り組む期間

- ・創造期～H 2 8 - 3 2 年度の 5 か年

北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて、創造的復興に計画的に取り組む期間

### (3) 復興の理念と目標

単なる現状復旧にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境問題、地域コミュニティの振興などの諸課題に対応した新たなまちづくりを推進す

ることにより、次の4つのまちづくりの目標のもとに、「より強い、より元気な、より美しい八戸」の実現を目指す。

- ・安全安心な暮らしの確保
- ・大震災をバネにした地域活力の創出
- ・北東北における八戸市の拠点性の向上
- ・災害に強いまちづくりの実現

#### (4) 4つの基本方向に基づく復興施策

復興の目指す姿の実現に向けて、震災後の現状と課題を踏まえ、「被災者の生活再建」、「地域経済の再興」、「都市基盤の再建」、「防災力の強化」の4つの基本方向のもとに、計画期間内に取り組むべき具体的な施策や事業を取りまとめている。

施策の基本方向	施策の概要
被災者の生活再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援の充実</li> <li>・住宅確保の支援</li> <li>・雇用対策の強化</li> <li>・暮らしの安心確保</li> </ul>
地域経済の再興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業の再開</li> <li>・農林畜産業の再開</li> <li>・企業活動の再開</li> <li>・観光・サービス業の再開</li> </ul>
都市基盤の再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の整備</li> <li>・港湾の整備</li> <li>・海岸・河川の整備</li> <li>・道路・公園・下水道等の整備</li> <li>・公共交通の維持・確保</li> </ul>
防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制の強化</li> <li>・水・エネルギー対策の充実</li> <li>・災害に強い地域づくり</li> </ul>

#### (5) 創造的復興プロジェクト

創造的な復興の実現に向けて、災害に強いまちづくりを目指すとともに、北東北における八戸市の拠点性の向上を図る観点から、重点的に取り組むべき施策や事業を取りまとめている。

##### ■ 創造的復興プロジェクトの内容

1 津波防災まちづくりプロジェクト
2 災害時安全安心プロジェクト
3 水産拠点化推進プロジェクト

4 農業復興プロジェクト
5 八戸港活用産業活性化プロジェクト
6 エネルギー・環境産業プロジェクト
7 「三陸復興国立公園」プロジェクト
8 文化・スポーツ振興プロジェクト

### 【まとめ】八戸市の復興に向けた取組について

北東北有数の漁業拠点であり、工業都市としても知られている八戸市だが、今回の震災で6mを超える津波の襲来を受け、甚大な被害を受けた。

しかし、日頃の防災教育・訓練が機能し、死者は1名にとどまった。

現在は、被災からの単なる復旧だけでなく、震災により各種補助金の交付が受けやすくなっている状況を活かし、単なる災害からの復旧に留まらず、従来からの懸案事項を一気に解決し、北東北の中心都市としての更なる発展を企図して復興計画を策定し、取組を進めている。

### 5 質疑

Q： 死者が1名ということだが、どのような状況でなくなったのか。

A： 被災者は、一度避難所に避難していたが、ご主人が帰って来ないということで、様子を見るために外出して津波の被害にあったものである。ちなみにご主人は別の避難所に避難していて無事であった。

Q： チリ地震の際には八戸の被害はどの程度であったか。

A： 正確な数字は申し上げられないが、相当の被害があったと聞いている。その際の教訓をもとに防潮堤がかなり整備された。今回の地震でも防潮堤がある地区とそうではなかった地区では被害状況に大きな違いがあることが確認できる。

Q： 漁港としてはもちろん工業都市としても北東北有数の八戸市だが、港湾付近に立地している企業の生産設備等の被害状況はどうか。

Q： 三菱製紙八戸工場をはじめとして、在庫製品の流失、生産設備の損壊など甚大な被害を受けたが、現在は完全に復旧している。

### 6 視察を終えて

東日本大震災の被災地の中では人的被害が死者1人ということで少なかったため、あまり目立たないが、被害総額は1,200億円を超えており、甚大な被害を受けている。現在八戸市は復旧から復興に向けて力強い取組を進めている時期であるが、単なる災害からの復旧に留まらず、従来から懸案になっていた課題を一気に解決し、北東北の中心都市としての更なる発展を企図していることは、東北人の心意気を感じたところである。

また、八戸市から本県に対する要望として、八戸は漁港や工業都市として有名だが、種差海岸をはじめとして多くの観光資源も有しており、より多くの人が八戸を訪問してくれることが早期の復旧につながるという発言があった。



自民党神奈川県議団としても、八戸をはじめとする北東北の観光面でのすばらしさについても、機会をとらえて大いにアピールしていきたいと考えている。



## 訪問先その2

日時	平成26年7月29日(火)
場所	洋野町役場、八木漁港
所在地	岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地ほか
応対者	水上洋野町長、日富副町長、野田総務課長、米内防災推進室長、掛端特定政策推進室長ほか
調査項目	1 東日本大震災からの復興に向けた洋野町の取組みについて 2 被災地の現状について(視察)

### 町長による挨拶



#### 1 洋野町の概要

洋野町は岩手県北東部に位置し、久慈広域圏に属していて、北は青森県三戸郡階上町、南は久慈市、東は太平洋、西は九戸郡軽米町に接している。

面積は303.20平方キロメートルで、山林が210.70平方キロメートルと全体の7割を占めている。

気候は大きく西部高原地域と東部海岸地域に大別され、西部高原地域は、夏季は東部海岸地域と比較して4～5度高く、冬季は積雪が多く、内陸型気候を示している。一方東部海岸地域は、海岸気象の影響を受け、春から夏にかけて「ヤマセ(偏東風)」に伴う濃霧が発生するため、湿度が高く日照時間が西部高原地域と比較して短い気象条件にある。

現在の洋野町は、平成18年1月1日に旧種市町と旧大野村が合併して誕生した。

人口は18,997人(平成24年2月29日現在)で、産業別就業人口の割合は、建設業(17.2%)、農業(15.5%)、製造業(13.0%)、卸売・小売業(12.4%)、医療・福祉(10.4%)、その他サービス業(7.5%)、その他(24.0%)となっている。

#### 2 洋野町が被災した地震・津波の概要

平成23年3月11日

14時46分：太平洋沖を震源地とする巨大地震が発生(洋野町では震度4を観測)

14時49分：宮城・岩手・福島に大津波警報が発令

15時35分：本町沿岸部に9mの津波が襲来。繰り返し押し寄せる大津波の直撃で漁業施設や船舶などに多くの被害が発生

### 3 被害の概要

- ・人的被害：死者、行方不明者、負傷者はなし
  - ・住家被害：全壊 10 棟、大規模半壊 11 棟、半壊 5 棟、一部損壊 35 棟、床上浸水等 6 棟 合計 67 棟
  - ・非住家被害：全壊 73 棟、大規模半壊 10 棟、半壊 33 棟、一部損壊 36 棟、床上浸水等 3 棟 合計 155 棟
  - ・船舶：登録漁船 381 隻の 67.7%にあたる 258 隻が流出
  - ・その他：大浜川鉄橋流出、一部道路流出、沿岸地区漁業施設損壊、定置網流出、養殖アワビ流出、さけふ化場流出など
- 被害額：65 億 7,377 万円 (H26. 3. 20 現在)

### 4 震災復興計画

- ・平成 23 年 7 月 28 日策定
- ・計画期間：平成 23 年度～平成 28 年度までの 6 年間
- ・「海と高原の絆、 未来へ 確かな復興」を基本目標とし、「町民生活の再生」「ウニの里と地域産業の復興」、「災害に強いまちづくり」の 3 つを基本施策として、20 の主要施策で構成
- ・実施計画は、84 事業で総事業費 117 億 7 千万円

#### <復興計画に掲げる 3 つ基本政策>

3 つの基本政策	分 類
町民生活の再生	生活支援の充実 雇用対策と就業支援 事業所の経営支援 J R 八戸線の復旧
ウニの里と地域産業の復興	栽培漁業協会種市事業所の復興 ウニ増殖溝等水産施設の復旧 ウニの里づくりの支援 八木魚市場の復興 漁港の復旧 水産加工業の復興支援 地域産業の振興
災害に強いまちづくり	防潮堤の整備 水門・河川護岸堤の整備 防災・避難施設の整備 道路網の整備 非常用電源の確保 自主防災組織の育成強化 震災記録の保存と継承 災害協定締結の推進

総事業数：84 事業 総事業費：117 億 7 千万円

## 5 震災復興計画の進捗状況

- ・震災復興計画掲載事業は、県事業を除く事業費ベースで平成 26 年度末の進捗率は当初計画の 78.8%とほぼ同じの 78%の見込みである。
- ・復興交付金事業等追加事業を含む事業全体では、平成 26 年度末の進捗状況は 80%の見込み。
- ・総じて復興計画事業は順調に推移している。

## 6 復興に向けた取組みを進める上での課題について

### (1) 八木地区の津波防災対策について

- ・甚大な被害を受けた八木地区の津波防災対策は、全面的な防潮堤の整備は望めないことから、北町地区に防潮堤を整備し、南町地区については、漁業集落防災機能強化事業による宅地の嵩上げによる津波防災対策を講じることとしている。
- ・現在概略設計作業を進めているが、震災から 3 年以上が経過し、被災者の意識の風化が見られ、再度合意形成・確認を行っている。
- ・八木地区の津波防災対策を具体化することにより、地域住民に復興の実感を持たせる事ができることから、早期着手を目指していきたい。

### (2) 震災がれきの処理について

- ・洋野町の災害廃棄物は約 20,000 t と推定されていたが、これまでにコンクリートがらを中心に再生利用として 14,000 t、焼却処理として 2,000 t、埋め立て処理として 1,000 t、津波堆積物の再生利用として 3,000 t を処理しており、平成 26 年 3 月末に処理を終了している。

漁網等不燃系廃棄物の処理に当たっては、山形県、神奈川県に対して広域処理による対応をお願いしたところであり、貴県のご尽力によりがれきの早期処理が実現したことについて改めて感謝申し上げます。

### (3) 放射能汚染に伴う風評被害対策について

- ・本町の水産物や特産物であるしいたけ等については、放射能検査の結果、国が示した暫定許容値以下であるものの、根拠のない風評被害が懸念されることから、風評被害防止対策に万全の措置が必要である。
- また、風評被害に見合った十分な損害賠償の確保が課題となっている。

### (4) 復興交付金制度の弾力的な運用について

- ・復興交付金については、被災地の要望を受け随時制度が改善されてきているが、被災地の自主的かつ主体的に実施する復興事業を推進するための目的とする「復興交付金」の趣旨を踏まえ、制度の弾力的な運用が必要である。

今後以下の点での改善が必要と考えている。

- ① 基幹事業として、5 省 40 事業が交付対象とされているが、産業、観光振興事業等、基幹事業の追加を行うこと。
- ② 今後の震災に備えるため、事前防災対策、減災対策事業も交付金

事業の対象とすること。

- ③ 縦割り行政の弊害払拭と復興庁の権限強化によるワンストップ化
- ④ 省庁ごとに異なる提出資料の統一と事業計画作成等に係る事務手続きの簡素化を図ること。
- ⑤ 複数年度事業の一括交付と、復興完了までの確実な予算確保
- ⑥ 平成 27 年度までとする復興交付金制度の延長

(5) 復興予算について

- ・被災地以外での復興予算の不適正使用が問題視されている。
- ・被災地では、早期の復旧・復興のため創意と工夫を重ね、復興交付金事業計画を作成しているが、復興庁の厳しい査定の中で、直接被害が生じていないことを理由に、事前防災、減災に係る津波防災対策事業が認められず、取組みに向けた財源を捻出できない状況にある。
- ・復興に使う交付金であることを踏まえ、用途を被災地に寄り添った復興事業に限定し、被災地に集中投資すべきである。
- ・復興予算の財源確保を目的とした所得税の「復興増税」がスタートしたところであり、適正な予算執行と復興加速のための十分な予算確保と充実が必要である。

(6) 取り崩し型復興基金の充実、確保について

- ・震災復興特別交付税を原資とする取り崩し型復興基金は、被災地域の復興の状況にきめ細かに対応できる資金として、非常に有益であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた住民生活の安定や、地域経済の振興、そして被災事業者の支援に十分活用できるよう、震災復興特別交付税の追加的措置が必要である。

**【まとめ】洋野町の復興に向けた取組について**

日頃から防災意識の醸成に努めてきた結果、9 mの津波があつたにもかかわらず人的被害がなかったことは不幸中の幸いであつた。

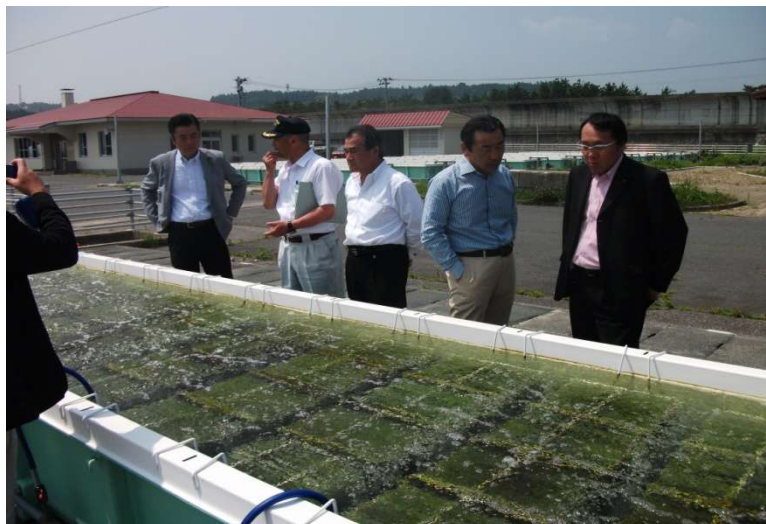
また、災害からの復旧に向けての対応が早かつたため、企業の早期再開に成功し、人的流出を食い止めることができた。

放射能等の影響は、客観的にはないにもかかわらず、風評被害による農水産物の価格低迷に直面しており、風評被害の払拭に向けて努力している。

**6 質疑**

Q： 9 mもの津波が押し寄せ、甚大な被害があつたわけだが、死者がゼロであつた理由は何が大きいと考えられるか。

A： 日常から津波に対



する防災意識の向上について徹底した取組みを行っており、その成果が大きいと考えている。

その他としては、全長 3.3 km の防潮堤が既に整備されており、津波勢力の軽減に少なからず効果があったこと。消防団による津波からの避難誘導が効果的に機能し、迅速な避難が実現したこと等が挙げられる。

消防団による水門の閉鎖についても、それぞれの消防団において担当する水門があらかじめ決められていたため、消防団員が津波から逃げ遅れることもなかった。

Q： ウニをはじめとする水産物の被害状況と流出した漁船のその後の状況はどうか。

A： ウニに関しては、被災以前の漁獲量と比較して 7～8 割程度回復している。完全に復旧させるためには、あと数年必要である。

アワビに関しては、現時点で年間 30 t の漁獲があり、被災前よりむしろ漁獲量は増えている。これは、津波により海底が洗われ、以前より海水がきれいになったことが原因ではないかと思われる。

また、流出した漁船 258 隻のうち 7 割以上が現時点で復帰している。

Q： 水産加工会社等の被害状況はどうか。

A： 海岸線に立地している関係上、町内に立地していた 2 社が壊滅的な被害を受けている。国、県による融資は実施までに時間がかかるため、先行して町が 1 千万円ずつの融資に踏み切った。そのため、9 ヶ月後の 12 月には 2 社とも業務を再開でき、結果的に雇用の維持につながった。

復旧が遅ければ、雇用の維持が困難となり、町からの人的な流出にもつながる。すばやい対応が重要であると実感している。

## 7 視察を終えて

被災時、我が会派の竹内県議が議長であり、彼の地を訪問した際に、町長から災害廃棄物である漁網の処理を懇願された。当初は横須賀市に立地している県の処分場が候補とされていたが、地元理解等の課題があり、紆余曲折を経て南足柄市と箱根町が受け入れを決定したものであり、水上町長からは大変な謝意をいただいた。

特筆すべきことは、津波によって町にあった 2 社の水産加工会社が壊滅的な被害を受けたとき、国の融資を待たずに町長の判断で融資を断行したことである。それにより、9 ヶ月後には業務を再開し、雇いを維持できた。

災害時、緊急時における首長の素早い判断・決断は重要であると改めて実感した次第である。

## 訪問先その3

日時	平成26年7月29日(火)
場所	宮古市議会・宮古市
所在地	宮古市新川町2番1号
応対者	宮古市議会・前川議長、総務企画部・滝澤復興推進課長、野崎総務課長、盛合総務課主査、都市整備部・山根建設課主査、産業振興部・田邊水産課主査ほか
調査項目	1 東日本大震災からの復興に向けた取組みについて 2 神奈川県派遣職員の勤務状況について

### 1 東日本大震災からの復興に向けた取組みについて

#### (1) 宮古市の概要

宮古市は、本州最東端にあり、金型工業の集積地となっている。中でも、携帯電話のコネクターは3割が宮古産である。2度の合併で岩手県で一番面積が広い市となり、東北でも二番目、全国でも五番目に面積が広い市である。



#### (2) 過去の津波被害状況

##### ○明治三陸地震津波（明治29年6月15日）

- ・午後7時30分ごろから数回の地震（マグニチュード8.5）
- ・午後8時ごろに大津波が襲来。
- ・犠牲者は3600人に上る。
- ・現在の宮古市内では、特に田老村、重茂村、津軽石の被害が大きく、復興は難しいとの記述が古文書に残る。
- ・田老村では、津波の高さは14.6メートルを記録した。

##### ○昭和三陸地震津波（昭和8年3月3日）

- ・午後2時30分ごろに津波発生
- ・地震（マグニチュード8.1）の震源が沖合だったため、津波の到達は30分から40分後となり再び寝静まった住民の多くが波に飲み込まれた。
- ・犠牲者は1098人。旧田老町では県内最大の911人の犠牲者が出た。田老町の津波の高さは10.1メートルを記録した。

##### ○チリ地震津波（昭和35年5月24日）

- ・午前4時10分に三陸沿岸で津波襲来。
- ・南米チリで発生した地震（マグニチュード9.5）による津波が22時間30分をかけて到達。
- ・高浜、金浜、津軽石などで4メートルを超える津波により家屋が流出、850人以上が被災。

- ・田老町では、昭和 33 年に防潮堤（第 1 期工事分 1350 メートル）が完成しており、人的被害は免れた。

#### ○十勝沖地震津波（昭和 43 年 5 月 16 日）

- ・昭和 43 年 5 月 16 日午前 9 時 48 分に津波発生。
- ・北海道襟裳沖で発生した地震（マグニチュード 8.2）は、宮古では震度 4 を観測。波高は 2 メートル余り、養殖施設を中心に水産関係で 3 億円超の被害。波高が低く、防潮堤の整備により人的被害は少なかった。

### (3) 東日本大震災の津波被害状況

#### ○地震の発生

- ・地震発生 平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分
- ・地震規模 マグニチュード 9.0
- ・市内最大震度 震度 5 強

#### ○津波の状況

- ・最大波到達 15 時 26 分 高さ 8.5m 以上

#### ○人的被害状況

- ・死者 517 人
- ・負傷者 33 人
- ・行方不明者（認定死亡者含む） 96 人

#### ○物的被害状況

- ・家屋倒壊 9,088 棟（全壊 5,958 棟、大規模半壊 1,335 棟）
- ・被害箇所 15,421 箇所
- ・推計被害総額 約 2,456 億円

### (4) 宮古市東日本大震災復興計画

宮古市東日本大震災復興基本方針をもとに、宮古市東日本大震災復興計画を定めた。元に戻すだけでなく、魅力ある街づくりを目指したい。市としての復興の基本計画である宮古市東日本大震災復興計画とともに、その具体的な実現手段である推進計画を定め、事務事業を網羅するものであり、全部で 351 事業について網羅している。

復興計画では、すまいと暮らしの再建、産業・経済復興、安全な地域づくりの 3 つを柱として、その実現に向け、5 つの重点プロジェクトとして、すまいの再建支援プロジェクト、みなとまち産業振興プロジェクト、森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト、防災のまち協働プロジェクト、災害記憶の伝承プロジェクトに取り組んでいる。

### (5) 地区復興まちづくり計画

被災した 33 箇所の地区別の復興計画として、地区復興まちづくり計画を全体の復興計画と並行して定めた。被災戸数が 40 戸未満の 23 地区は、被災者全員と協議をして計画作りをした。被災戸数が 100 戸以上の 10 地区は、住民代表による検討会を立上げ、そこで復興計画を作り、市長に提案し、市が採用するという形をとった。33 地区で平均 4～5 回協議が行われたので、全体では百数十回の協議が行われた。現在、地区復興まちづくり計画に基づき、復興のための作業が行われている。



## (6) 復興計画事業の進捗状況

推進計画に定める 351 事業については、着手率 94%、完了率は今年度末に約 80%になる見込みである。復興計画期間 9 年間の最初の 4 年間で 8 割の事業の着手あるいは完了となる見込みである。一方で、多くの被災者の方々が応急仮設住宅での生活を強いられているので、一層取組を強めることが必要である。

復興計画における 3 つの柱を紹介する。

すまいと暮らしの再建の分野については、88 事業行われており、着手率は 91%である。住宅を供給するための事業が中心である。災害公営住宅整備事業は着手率は 47%であるが、県全体でも着手率 33%なので、他の市に比べて若干早く進捗をしている。これまでは設計段階であったが、本格的な造成事業に入っている。今年度末時点で 65%の災害公営住宅が完成し、来年度に全て完成する。

農林水産業・産業・観光等の復興事業である産業・経済振興については、128 事業のうち 97%着手している。水産業については、漁港の復旧が 50%完了しており、魚市場が再開したが、水揚げは 7 割しか回復していない。また、被災した養殖事業者の 64.8%が再開をし、商工業者は 75%が再開をしている。観光は 90%の再開率であり、求人倍率は平成 24 年 8 月以降、1.0 を超えている。

安全な地域づくりについては、区画整理事業や防災集団移転促進事業など安全な宅地を整備する事業や、防潮堤を整備する事業など 135 事業あり、93%の着手率である。

地区復興まちづくりの進捗状況は、宅地を作る事業は着手率は平均 88%であり、宅地造成は今年度末に 6 割終了し、来年度末に完了の予定である。区画整理や防災集団移転促進事業は市が宅地造成をし、被災者に引渡しをするまでの事業である。被災者はそれから建築を開始するので、実際に自宅に入ることができるのは、さらに時間を要する。

## (7) 田老地区土地利用計画

田老地区を例に紹介すると、防潮堤の一部が壊され、そこから津波が浸水し、街並みの 7 割強が流された。744 世帯が流出した。

現在、田老地区で進めている土地利用計画では、防潮堤の間隔を広げ、海側の防潮堤を 10 メートルから 14.7 メートルにかさ上げした。津波が襲った場合、第一防潮堤は乗り越える想定であるため、第一防潮堤と第二防潮堤の間は災害危険区域と指定をし、住居を建てられないこととなった。産業ゾーンとして、水産加工施設などの施設の配置、メガソーラー事業の立地や植物工場の立地、津波遺構の保存を考えている。

山側は、区画整理事業を行う。国道を山側に移動し、数メートルかさ上げし、その上を宅地とする。国道と第二防潮堤の間は災害危険区域なので、商業ゾーンとして、ここに商店街や道の駅等を集約する。災害危険区域にある住居は高台移転をやり、乙部高台に移転するために工事が進んでおり、来年 9 月には造成工事が完了する。区画整理は来年 3 月に完了の予定である。

## (8) 市独自の住宅再建支援策

市では、被災者の住宅再建支援を最優先している。市では、最大 600 万円支援を行い、国は 300 万円、県は 430 万円支援を行うので、1300 万円を超える再建支援を受けられることとなる。

課題が二つあり、一つは財源である。復興交付金は平成 27 年度までであるが、到底それまでに事業が終了しない。最悪の場合、途中で事業を中止してしまうこともあるので、是が非でも継続をしてほしい。資機材価格も高騰し、さらに事業費は増加している。

二つ目は、マンパワーの確保である。職員数の増加が事業の増加に追いついていない。平成 22 年から 26 年で職員は 61 名減り、再任用や、他から派遣いただいている状況である。更なる職員の派遣をお願いしたい。

## (9) 今後に向けて

単なる原状復旧ではなく、希望を持てることが本当の意味の復興である。そのために、多様な事業を実行していく。再生可能エネルギープロジェクトなど、民間の知恵や資金を活用していく。

再生可能エネルギープロジェクトについては、震災時に全てのエネルギーが絶たれ、復旧に大きな支障となった経験から、復興重点プロジェクトの一つとして取り組んでいる。

そのうち、スマートコミュニティ事業については、再生可能エネルギーと ICT を活用し、CEMS（地域エネルギーマネジメントシステム）を中心に、九つの事業を取り込む。また、ブルーチャレンジプロジェクトについては、燃料電池用自動車などに水素エネルギーを供給する。木材などをエネルギーにする。

これらによって、新たな雇用創出を図りながら、公共施設や防災拠点にエネルギー供給を図る。この二つの取組について、専門性・採算性・継続性の確保が必要である、そのためには、行政のみでは難しい。民間も一緒にやらなければならない。その一方で、公共性が高いので、市も積極的に関わっている。物資・人材・財源不足を実感したので、再生可能エネルギープロジェクトに期待している。宮古市の人口は 30 年で 4 割減の予測である。また、30 年後は 65 歳以上人口が 43% になる。市民所得は県民所得に抜かれ、厳しい状況である。住まいやインフラを戻しただけでは街が廃れる。そのため、種を今のうちにまいておきたい。新事業創出から波及効果を出していきたい。官民一体となった取組を進め、元気のある街にしたい。

## (10) 津波遺構保存整備事業

津波災害を次世代に伝えるため、災害記憶伝承プロジェクトを推進している。たろう観光ホテルの保存事業は、2 億円を復興基金から拠出している。国民全体の財産になると考えている。

### 【まとめ】 宮古市の復興に向けた取り組みについて

- ① 宮古市東日本大震災復興基本方針をもとに、宮古市東日本大震災復興計画を定めた。元に戻すだけでなく、魅力ある街づくりを目指し

たい。

- ② 復興計画では、すまいと暮らしの再建、産業・経済復興、安全な地域づくりの3つを柱として、その実現に向け、5つの重点プロジェクトとして、すまいの再建支援プロジェクト、みなとまち産業振興プロジェクト、森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト、防災のまち協働プロジェクト、災害記憶の伝承プロジェクトに取り組んでいる。
- ③ 被災した33箇所の地区別の復興計画として、地区復興まちづくり計画を全体の復興計画と並行して定めた。

## 2 質疑

Q： 農林水産業の純生産額が相当減っている。水産加工業者が津波で相当被害を受け、廃業や倒産などになった例が多いのか。

A： 水産業の廃業率は32%と記憶をしている。魚市場水揚げ率も7割まで回復し、逆に言うと、3割はまだ減っている。養殖の関係も7割までしか回復していない。水産業が産業の主力だが、被災前の3割減の状況が続いている。

Q： 先ほど視察をした洋野町の町長は、国の体制が整わないので町独自でやっていると言っていたが、やりたくても復興できない業者がある。日本の水産加工業の技術は相当なものがあるので、技術者を中国や韓国が自国に引っ張っていつているとの話もきいたが、そういった状況はあるのか。

A： 宮古市の水産加工技術者が外国に行く例はあまりきいたことがない。むしろ、労働力として中国をはじめとした各国から人員を受けているとのことであった。ただし、震災で中断をしている状況であり、労働力として外国人の受け入れが低下している。

意見： 産業別の生産高を見ると、純粋には増えているが、建設業でかなり伸びている。継続的な産業が落ちていることに懸念をしている。私たちが何かできることがあればと思う。

Q： 救助の際の指揮命令系統をどうしたらいいのかと苦慮したと思うが、どのように対処したのか。

A： 震災直後は混沌としていた。災害対策本部が設置されたが、うまく機能したとは言えなかった。自衛隊、国土交通省の道路部隊の方々、東北電力やNTTの方々も入っていたが、車両を配置するスペースもなかった。まず、市役所で対策本部会議を開いたが、被災をしていなかった広域消防組合の宮古消防署庁舎の中に連絡協議会を設け、そこに集合してもらった。そこで、だんだん系統的な指揮命令系統が作られていった。震災直後の1～2日は系統だった指揮命令系統が作れていなかった。

Q： 復興段階になるといろいろなところから支援が来るが、宮古市からこういう職種の方という希望を出したのか。大枠の中で希望を出したのか。

A： 細かい要請をしたわけではないと思う。医療系・技術系が必要とさ

れていた。省の系列で必要な人員を確保していった。ステージごとに要求される人員が変わっていったので、最初は1～2週間交代で派遣をしてもらっていたが、だんだん長くなり、最終的には半年～1年で、通常の一般業務も含めたマンパワー不足にも対応してもらった。

Q： 一番精通しているのは地域の方々だが、応援部隊にどう動いてもらうかが大事である。そこに地元が人員を費やすと思うように動けず、どうしたのかと思って質問をした。

A： 受援体制の構築は難しい。まず、どういう職種の方が何名必要で、何をしてもらうか受援計画が必要だと思った。あの震災の中で計画的にするのは無理だと思った。受援体制の基準作りを広域的な観点から、県や国が作ることが大事だと思っている。

Q： 前回、宮古市役所に寄ったとき、津波のVTRを見たが、市役所周辺も津波が防潮堤を越えている。防潮堤の計画をもう少し詳しく教えて欲しい。相当数の人家が水をかぶったが、しっかり残った家が多いとも感じた。

A： 田老地区の防潮堤は、以前は10メートルを越えていたが、津波はそれを越えていった。津波が真正面から直に働く地形であるので、一部破堤した。市役所前は厚さがなかった。津波はオーバーフローする形で、強烈なエネルギーを伴うものではなかった。地形によると思う。この近辺の高さは10.4メートルであり、津波を防ぐ水門を作る形であった。

Q： 前の町長がなんとしても15メートルの防潮堤を作り、そのおかげで助かったところもあるという話もきいた。

A： 国と県の防災会議が連動をして、今回の津波対応の防潮堤のおよその高さを示した。その中で、岩手県は1000年に1度の最大波であるL2に対応しない、100年～200年に1度の津波であるL1対応の防潮堤にした。明治三陸津波に対応する高さにすることが県の防災会議で決まった。まちづくりを進める上で防潮堤の高さは重要である。津波が来る場所から上で暮らせばよいという議論もあったが、漁業者にとっては海の近くに住みたいという意見があった。大まかに言うと、高台と防潮堤を高くするという意見の中間を取って、L1対応の防潮堤にした。

### 3 神奈川県派遣職員の勤務状況について

#### (1) 他自治体からの派遣状況

神奈川県からは一番多くの人員を派遣していただいている。被災者の生活再建や産業振興に重点を置き、被災公共施設の復旧を進めてきている。その際に、多くの職員を出していただいた。復興の事業量が多く、当市職員だけでは対



応できない。派遣元の自治体には深く感謝をしている。災害公営住宅、高台移転整備、道路整備が本格化し、平成 28 年度あたりがピークであると考えている。

## (2) 田邊健一主査の勤務状況（本人からの聞き取り）

私の勤務している水産課では、15 漁港を管理している。昭和 35 年から平成 22 年の 51 年間で 303 億円をかけ、漁港整備がされたが、東日本大震災で全て被災をした。防波堤・防潮堤は、約 20%の 1371 メートルが倒壊するなど、原型を留めていない。平成 23 年 8 月から 12 月に査定をし、111 箇所について 148 億円の補助金交付が決定した。未着手の部分は、入札不調が原因である。資機材の不足、単価の上昇、人件費の上昇がその原因となっている。

私の勤務内容は、宮古湾の 9.4 メートルの防潮堤が、地震被害が出たので、10.4 メートルにかさ上げすることになったが、その分の土地が必要なので、用地取得業務を行っている。また、漁港に至る避難通路の確保に関する業務もしている。

## (3) 山根博文主査の勤務状況（本人からの聞き取り）

私は、山口県出身で、5 年前まで山口県庁で土木事務所の用地課長をしていた。東日本の復興がないと日本の復興はないとの志を持って仕事をしている。私は、道路用地の買収をしている。ここでは、あらゆる経験をした。上司の建設課長の合言葉である「笑顔」に助けられた。

この業務の困難な点は、買収地に被相続人の名義が残っており、そこを用地買収するときには、相続人全員の印鑑が必要である。そのため相続人との調整が必要になる。また、買収地の山は境界がよく分からないところがあり、お互いの言い分を聞いて、なるべく早く売ってもらえるようにしている。

神奈川県への要望ということであるが、私は報告のために年 1 回神奈川県庁に行っているが、家族の顔を見ることが出来るのが年 1 回である。年 2～3 回地元に戻って妻や子どもの顔を見たい。他の自治体では、毎月帰っているところもあるようである。

私の任期は来年の 3 月までであるが、それが終わったら地元に戻りたいと思っている。こういう機会を与えていただいて幸いだと思っている。

### 【まとめ】 神奈川県派遣職員の勤務状況について

- ① 田邊健一主査は水産課に勤務し、宮古湾の防潮堤かさ上げのために、用地取得業務を行っている。また、漁港に至る避難通路の確保に関する業務も行っている。
- ② 山根博文主査は建設課に勤務し、道路用地の買収業務を行っている。また、神奈川県への要望は、年 2～3 回帰り、地元に戻って妻や子どもの顔を見たいということである。

#### 4 質疑

Q： 任期は何年か。

A： 1年である。自治体により3年というところもある。岩手県は3年間である。

Q： 過去の神奈川県からの派遣は1年で終わっているか。

A： 平成26年4月からの派遣なので、皆さん1年である。

Q： 宮古市は面積が神奈川県のア面積に少し足りないぐらいである。海岸に震災復興が集中しているのは分かるが、市全体のインフラ整備の状況はどうなっているのか。遠野市に近い地区の対応状況はどうか。

A： 緊急性が高いのは被災地区である。被災地のほうにシフトしてやってきたという状況である。予算規模を示すと、震災以前は300億円の規模だったが、現在は600億円ぐらいで、通常分が260億円台であり、30億円余り通常分を落として復興事業をやっている。

Q： 政策的なバランスとしてはどうなのか。

A： 被災していない地域のア理解を頂いていると思っている。復旧・復興に集中しなければならない状況である。

Q： 国は復興予算が当地の要望にこえられないと聞くが、現状はどうか。

A： 国はやってくれているものもあるが、動きが遅い感じがする。要望があって初めて動く感じである。

Q： 平成28年度を復興の目安に出来そうだという話を聞いたが、原状はどうか。

A： 多くの人がか急仮設住宅から通常の生活に戻るのが、平成28年度にめどが立つということである。地域の復興にはまだまだ時間がかかる。

Q： 海岸沿いに生活をしていた人が高台に移転するとのことだが、漁業関係者は海辺から離れるのはつらいと思うがどうか。

A： 漁業関係は被害を受けたが、真っ先に養殖施設を復旧し、船の確保も早く進んできたと思っている。漁師は海のそばがいいという人が多いが、我慢をして高台に移ってもらっている。

Q： 漁獲高はどの程度戻ったのか。

A： 漁業者が漁をやめたりして少なくなっている。これに伴い、漁獲高は被災前の7割程度になっている。

Q： 市で掌握している漁船と漁業従事者の数はどのくらいか。

A： 漁船が923艘であり、漁業従事者は1093人である。

Q： 用地買収の事務に携わっていると聞いたが、法務局には公図や謄本類は整備されているのか。

A： 全て整っている。民間の測量会社が公図を作っており、コストパフォーマンスに優れている。

Q： 宮古市の地籍調査はどの程度進んでいるか。

A： 4割まで行っておらず、36～37%である。山間部を中心に進めている。

Q： 震災で地盤が動いたという認識はあるか。宮城県は東に何メートルか動いたようであるが、対応をしているか。

A： そのため、基準点の測量は行っている。

意見：宮古市、日本のために健闘をしてほしい。必ず復興が成る日が来るので、誇りを持って仕事をして欲しい。

## 5 視察を終えて

宮古市は、東日本大震災により大きな被害を受け、死者・行方不明者は600人を超え、被災総額は2,500億円にのぼっている。

地場産業である水産加工会社は3割が廃業に追い込まれ、サプライチェーンは未だ再構築されていない。

つまり、7割の復旧は果たしたが復興までには至っておらず、何とか復旧した企業も苦しい経営が続いているということである。

一過性の支援ではなく、継続的なサプライチェーンの復旧に向けて、本県としても支援する余地はあると考えられる。既に東京都では、関係企業を集めてマッチング事業を開催している。

また、宮古市を中心に岩手県内への職員の派遣事業は大変有効である。

他県を退職した職員を再雇用する場合、1ヶ月に1回程度は長期休暇を取得できるような仕組みを作る必要もあるようである。

## 訪問先その4

日時	平成26年7月30日(水)
場所	復興庁岩手復興局
所在地	盛岡市中央通1-7-25
応対者	今井岩手復興局長、森岩手復興局次長、末村復興推進官、福本参事官、和田参事官ほか
調査項目	岩手県における復旧・復興の状況について

### 1 復興庁について

被災地の復興を進めるにあたって、人が足りないことがネックとなっている。神奈川県からは全国で一番多い人数の職員を派遣いただいている。また、災害廃棄物の広域処理についても尽力をいただいております、かながわ金太郎ハウスでも応援くださった。お礼を申し上げます。

復興庁は平成24年2月10日に設置され、東日本大震災からの復興に関する事務を内閣官房の助けを得て行っている。内閣の立場から行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案、予算を行うほか、地方公共団体に対する一元的な窓口ともなっている。日々、被災地の関係者に接し、相談を受けている。また、復興交付金に関する事務や自治体の事業支援も行っている。

内閣総理大臣を復興庁の長としている。内閣総理大臣を助けて事務を総括する復興大臣の下、復興庁職員は約580名。岩手、宮城、福島に復興局が置かれ、岩手には、宮古、釜石に支所がある。青森事務所を含めた岩手復興局の職員数は常駐で60名いる。

復興庁の仕事の進め方としては、①現場主義の徹底、②司令塔機能の強化、③復興の進捗状況に応じた取組を中心に行っている。



### 2 岩手県における復旧・復興の状況について

#### (1) 被害概要

- ・人的被害 約5,800名
- ・家屋被害 約25,000棟
- ・産業被害 8,294億円(このうち、水産業・漁港被害が約7割)
- ・公共土木施設被害 2,573億円

地形的には宮古市から南側がリアス式海岸線でそういった集落での被害が大きかった。

#### (2) 災害廃棄物・津波堆積物の処理について



3月末をもって処理は終了している状況である。

総量584万トンで、岩手県の一般廃棄物の12年分に相当する膨大な量だった。

#### 【処理のポイント】

- ①リサイクルを重視
  - ・津波堆積物、コンクリート殻を復興資材として公共事業に活用
  - ・金属類については、業者に売却
- ②セメント工場を処理拠点
  - ・災害廃棄物の償却及び焼却灰をセメント原料として活用
- ③仮設焼却炉の設置（宮古市・釜石市）
- ④広域処理の推進
  - ・神奈川県を含む15都府県の協力

### (3) 復興計画の策定について

復興計画には「多重防御」のまちづくりの方針が示されるとともに、住宅の再生、交通ネットワークや海岸堤防の復旧・整備等について取り組むべき事項が盛り込まれている。岩手県をはじめ、各市町村で策定されている。

### (4) 住宅の再建について

住民との協議を重ねながら、高台移転用地の造成、土地のかさ上げへの取組が進められている。

現在も応急仮設住宅に3万を超える人が入居しており、住まいの復興が課題となっている。

地方公共団体が進める「面整備事業」（防災集団移転促進業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業）より、住宅用の宅地（民間住宅等用宅地）や災害公営住宅を供給しているが、民間住宅等用宅地の平成25年度の進捗率は3%に過ぎない。

### (5) なりわい再生への取組について

中小企業等グループの施設・整備の復旧や商店街の活性化支援する「グループ補助金」は、国費・県費でこれまで782億円となっている。

また、税制上の特例や、利子補給による金融上の特例についても活用が進んでいる。

水産業については、共同利用漁船等復旧支援対策事業、水産業共同利用施設復旧整備事業等を活用し、水産の復旧を推進している。水揚げ量で、震災前の71%まで回復している。被害にあった産地市場13施設すべてが再開している。

### (6) 交通ネットワークの復旧・整備について

JR山田線（宮古～釜石）は運休中で、復興調整会議で対応を検討途中である。JR大船渡線（盛～気仙沼）についてはBRTによる仮復旧

となっており、本格復旧を復興調整会議で対応を検討途中である。

復興道路・復興支援道路整備状況については、供用中・事業中を合わせると91%となり、ハイピッチで整備が進んでいる。

#### (7) 海岸堤防の復旧・整備について

基本的には、「頻度が高い津波」に対しては、海岸堤防により、人命・財産、産業・経済活動、国土を守るものである。一方、「最大クラスの津波」に対しては、住民の非難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災しようとするものである。

#### (8) 震災遺構・復興祈念公園について

震災遺構の保存については、東日本大震災の参加を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する意義があり、まちづくりに活かしたいという要望も強いことから、第7回復興交付金において保存に必要な初期費用を支援する。

また、東日本大震災で甚大な被害を受け、岩手県による公園の整備が計画されている陸前高田市の高田松原地区を対象として、学識経験者等で構成する有識者委員会において、岩手県及び陸前高田市と連携し、平成26年6月に「高田松原津波復興祈念公園基本構想」を策定した。

### 3 マンパワー不足対策について

岩手県内被災市町村の人材確保状況だが、7月1日現在で697名だが、なお60名強が不足している。

人材の派遣については、自治体からの派遣（地方自治法に基づく職員派遣、被災地派遣前提の任期付職員の派遣）のほか、民間・NPO等の自治体以外からの派遣の形態がある。

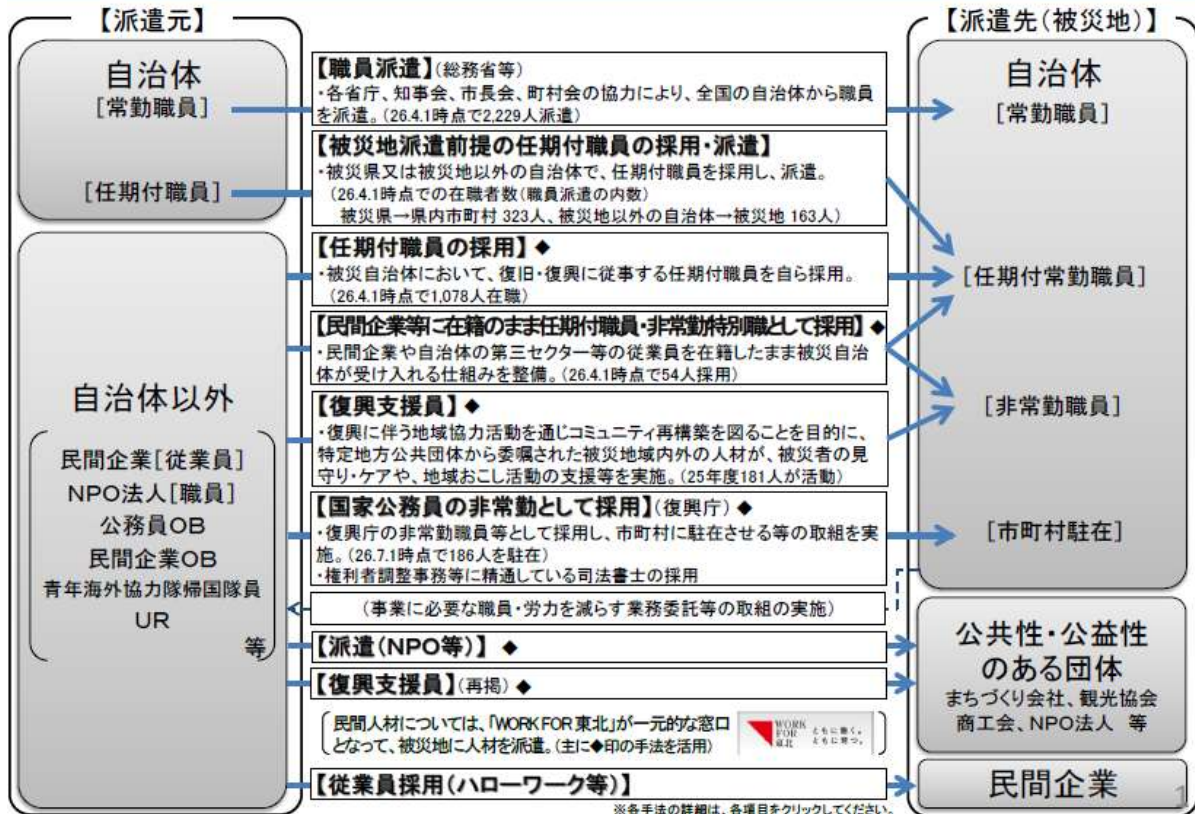
復興庁においても非常勤として採用した職員を市町村に駐在させる等の取組を行っている。

神奈川県では40名弱の任期付き職員を採用し、被災地へ派遣をしてもらっており、そのうちの約半数が岩手県へ派遣してもらっている。これまで想定していた地方自治法に基づく自治体派遣だけではカバーできない部分を支援していただいた。

また、新聞報道もあったが、被災自治体にアンケートをとった結果、被災から3年を超え、多くの職員が職を辞する状況である。30名を超える職員が心のケア・経過観察を受けている状況である。なかなか出口が見えにくい作業の中で、職員自身が疲弊していく。何とか被災現場に財源を用意し、事業が滞ることがないように、支援をしていきたい。

# 被災地での人材不足対策

(平成26年7月1日現在)



## 4 これまでの加速化措置

復興大臣の下に関係省庁の局長クラスで構成するタスクフォースを設置し、第1弾から第5弾まで加速化措置を矢継ぎ早にとりまとめた。第5弾では、住宅再建や復興まちづくりが進む中、高台移転の宅地造成が完成した地区で、被災者の皆様が速やかに住宅を再建できるよう、民間住宅の自立再建の支援を中心とした施策パッケージを策定した。

### (1) 加速化の取組について

住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組としては、「計画策定」、「用地取得」、「工事実施」のステップがあり、現在は工事実施の段階にステップアップしている。

計画策定では、被災者の方が、住宅再建の完成時期が見通せず不安を抱えていることに対応し、「住まいの復興工程表」を策定し、四半期ごとに更新している。

#### ① 用地取得

用地取得は、任意取得と強制取得がある。任意取得では、取得困難な土地が多く、入会地のような権利関係があいまいな土地が多い。このため、以下の対策を実施している。

#### ○財産管理制度の活用

所有者が行方不明であり、相続人も不明の場合に活用している。司法書士や弁護士力を借り、手続きをスムーズに行うことができている。財産管理の簡素・迅速化が課題であり、裁判所にも協力をいただいている。

#### ○取得困難地を計画から外す

変更手続きの簡素化が課題である。

#### ○人的支援の強化

用地交渉などをしたことがない人が多いので、コンサルタントに外注などを行っている。

また、収用手続きも迅速化しているが、特別立法が出来たので、さらに速くなることが期待される。

#### ②埋文調査

埋文調査については、埋蔵文化財が出てくると1年復興工事が止まってしまうので、文部科学省から人材を派遣いただいている。

#### ③発注支援

膨大な工事を発注しないといけないので、URなどを活用している。数百人体制で現地事務所に入ってもらい、施行管理を民間に委託している。

#### ④施工確保

技術者の確保については、お金で見合うだけ支払っている。また、情報の共有を図っており、国直轄で生コンのプラントを設置したりしている。

#### ⑤住宅建築

登記を同時並行で行って、時間を短縮している。

#### ⑥商業再生

基本的な指針の提示、商業施設の整備等に対する支援、専門家派遣・人材育成等の支援を行っている。

### (2)住宅再建・復興まちづくりの原状と見通し

以上の加速化措置の取組により、災害公営住宅の用地取得率・建築工事着手率、防集事業の用地取得率・工事着手率が上がっているが、まだまだというところもある。これからも対応をしていきたい。

## 5 産業復興創造戦略

産業復興創造戦略の理念は、自立的・持続的な地域経済の再生である。目標として、域外から所得を得る産業を育成することを掲げている。水産加工業が被害を受け、震災で休んでいる間に他の会社に仕事をとられる懸念もある。

そのため、宮古市における地域復興マッチング「結いの場」を開催した。平成26年1月に開催し、1年をかけて商品開発をするほか、衛生管理研

修・パッケージ研修を行っている。

ものづくり産業は、岩手県は強いとは言えない。岩手県内陸部の北上に産業があるが、あとはない。そこで、神奈川県農業ベンチャー「グランパ」が3億円のドーム型植物工場を作っている。そこでは、レタスやセロリを生育させており、露地栽培に比べて値段が高めだが、安定的な野菜供給ができる。また、漁業は世界最高の海洋資源を持っているので、ぜひ6次産業化を進めて行きたい。観光については、沿岸部で思いつくところがなく、内陸の平泉が有名である。このため、地形・地質が独特な三陸沿岸のジオパーク化を支援している。再生可能エネルギーについては、宮古市でスマートコミュニティ構想を実施しており、地産地消の官民一体の取り組みを行っている。産業・なりわい再生であるが、まちなか再生計画に、ショッピングセンターなどの共同施設を位置付けて支援していく。

各省庁の政策を総動員しなければならない。

### 【まとめ】 岩手県における復旧・復興の状況について

- ① 復興計画には「多重防御」のまちづくりの方針が示されるとともに、住宅の再生、交通ネットワークや海岸堤防の復旧・整備等について取り組むべき事項が盛り込まれている。岩手県をはじめ、各市町村で策定されている。
- ② 岩手県内被災市町村の人材確保状況だが、7月1日現在で697名だが、なお60名強が不足している。  
人材の派遣については、自治体からの派遣（地方自治法に基づく職員派遣、被災地派遣前提の任期付職員の派遣）のほか、民間・NPO等の自治体以外からの派遣の形態がある。
- ③ 復興大臣の下に関係省庁の局長クラスで構成するタスクフォースを設置し、第1弾から第5弾まで加速化措置を矢継ぎ早にとりまとめた。
- ④ 産業復興創造戦略の理念は、自立的・持続的な地域経済の再生である。目標として、域外から所得を得る産業を育成することを掲げている。  
このため、宮古市における地域復興マッチング「結いの場」を開催した。平成26年1月に開催し、1年をかけて商品開発をするほか、衛生管理研修・パッケージ研修を行っている。

## 6 質疑

Q： 民間企業・団体からの支援について話を伺ったが、登記関係で司法書士等の人材派遣の状況はどのようになっているか。また、弁護士の派遣についてはどうか。

A： 司法書士については司法書士会のほうへ働きかけて、現在、岩手県下では、大槌町へ3名派遣していただいている。登記や用地取得、相続などトータルの機能が必要とされる中、非常に有効なスキームとなっている。

弁護士については、自治体ごとに必要としている度合いに差があり、精査の必要があると考えている。

Q： 民間企業からの派遣については、経団連なども関わったと聞いているが、どのような支援が行われているか。

A： 従来、基礎自治体が産業振興で得意としてこなかった、6次産業化に向けたブランディングなどの産業振興や、鉄道・街づくりなどの幅広い分野で支援が企業人材による支援が行われている。総務省から働きかけるスキームと、経済団体を通して働きかけるスキームができています。日本商工会議所から働きかけ、初年度から京阪電鉄から、宮古市2名と山田町1名に派遣いただいている。山田町に派遣いただいている1名は2年を超えて在籍しており、鉄道の知識が豊富であり、まちづくり・都市計画に中心的な役割を果たしている。

Q： 何が一番気がかりで、どうやったら復興が進むのか。

A： 日々新しい課題が出てくる。現場に通って実態を踏まえながら、現場と乖離しないのが、我々のやっていくことである。限られた数でやっていて、我々自身も人手不足の感もあるが、復興工事のピークはこれからであり、引き続き復興に向けて進めて行きたい。被災地からの要望が多かったのが、用地取得の特別立法であるが、先般、議員立法ができた。加速化措置を実施したこともあり、特別立法への要望の声はなくなったが、27年度以降の財源が最大の課題である。集中復興期間が終わった後も、残る復興事業に安心して取り掛かれるようにしたい。

Q： 県庁は復興局に頼っているのか。被災地の人は日々悲痛である。皆さんが関与しないと効果が出てこない。

A： 県庁と相談しながら事務を進めているところであり、取組みを分担して対応している。

意見：交通ネットワークの復旧・整備については、宮古市議会の前川議長から、JR山田線の早期整備の要望があった。音頭をとって主導的立場で山田線をつなげて欲しい。

また、平成25年度までを復旧期、26年度から復興再生期としているが、ぜひ加速してほしい。一日も早い3県の復興をお願いする。

## 7 視察を終えて

国も民間からの出向者もスタッフに加えて、県とは別の視点から震災復興に向けた各種施策を展開しており、大変心強く感じられた。復興の加速に向けて是非積極的な取組をお願いしたい。

## 訪問先その5

日時	平成26年7月30日(水)
場所	岩手県・岩手県議会
所在地	盛岡市内丸10番1号
応対者	議会事務局・新屋事務局次長、高橋議事調査課総括課長、復興局・菊地復興推進課推進協働担当課長ほか
調査項目	1 東日本大震災からの復興に向けた岩手県の取組について 2 東日本大震災からの復興に向けた岩手県議会の取組について

### 1 東日本大震災からの復興に向けた岩手県の取組について

#### (1) 被害状況

岩手県の人的被害の死者・行方不明者は約5,800人、関連死も含めると約6,000人を超えており、死者数については神戸の大震災と

ほぼ同じ規模となっている。家屋被害で約25,000棟、産業被害、公共土木施設の被害を合わせると、1兆円を超える。

被害の特徴としては、沿岸部の被害が大きかった。沿岸部の推定資本ストックに占める被害額は47.3%と高く、GDPにすると約1年分に相当する。南北約200キロの沿岸線の平地に津波が押し寄せた。浸水範囲の土地利用構成率を見ると、岩手県の場合、建設用地が34%を占めている。沿岸部の限られた平場が被害を受けた。その中には、役場をはじめ中心市街地が含まれ、壊滅的な被害を受けた。



#### (2) 復興計画の概要について

##### 【復興計画の構成及び期間】

###### ○復興基本計画

復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取り組み等を明らかにするもの 全体計画期間 (H23~30年度)

###### ○復興実施計画

復興のために行う施策、事業及びその行程表等を明らかにするもの。その施策等の進め方から3つの期間に区分

第1期 基盤復興期 (H23~25年度)

第2期 本格復興期 (H26~28年度)

第3期 更なる展開への連結期間 (H29~30年度)

現在は、第1期の基盤復興期を踏まえ、本格復興期の1年目として取組を進めている。

復興計画では、3つの原則を掲げて取り組んでいる。

① 「安全」の確保

津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくり、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民安全の確保するものである。

② 「暮らし」の再建

住宅の確保や仕事の確保のほか、医療・福祉・介護体制や地域コミュニティ活動への支援などを行っている。

③ 「なりわい」の再生

沿岸部の水産加工業などで大きな被害を受けたが、生産者が意欲・希望を持って取り組めるような基盤整備や、事業再開に向けた支援などを行っているものである。

これらの3つの原則に基づき、第2期の復興実施計画では10の分野で合計332事業を進めている。これに加えて、復興はもとより、長期的な視点に立ち、多くの人々をひきつけ、多様な人材を育む地域となるよう三陸創造プロジェクトを立ち上げ、取組のもうひとつの柱としている。

(3) 復興に向けた取組状況について

① 「安全」の確保

災害廃棄物の処理については、神奈川県のほか、多くの都道府県の協力を得て、平成26年3月までに完了している。

復興のまちづくり（面的整備）として、主に住宅地の整備を行っている。本年5月末現在、宅地供給予定の8,401区画のうち、完成は未だ271区画（3%）となっている。

三陸地域の復興を支える復興道路の整備に取り組んでいる。復興道路とは、三陸地域の縦貫軸と内陸部と三陸沿岸部を結ぶ横断軸の高規格幹線道路の総称で、国の主導で行っている。また、鉄道網に関しては、本年4月、三陸鉄道は全線運行再開したが、JR山田線の宮古・釜石間、JR大船渡線の盛・気仙沼間は、復旧の目途が立っておらず、国、JRと協議を続けている。

② 「暮らし」の再建

現在も約32,000人という多くの方が応急仮設住宅に入居し、不自由な生活をされている。応急仮設住宅の入居率は約80%となっている。県としても、住宅再建、これらの方が恒久住宅に移れるように施策に取り組んでいる。住宅復興に約22,000～24,000戸必要と想定し、そのうち災害公営住宅として6,100戸の整備を進めている。本年5月末で約3分の1が着工、約600戸が完成している。この3年間で100%完成できるよう、現在取り組んでいる。また、自力で再建を進める方



には、国・県市町村からの約 500 万円の支援金の制度が整えられている。相談窓口として、沿岸 4 地区に相談センターを設置し、相談や問い合わせに応じている。

医療提供施設については、沿岸部の 340 施設のうち、180 施設が被害を受けたが、現在、仮設を含め約 9 割で再建をしている。

教育環境の整備については、沿岸部の被災した学校 86 校のうち、約 8 割が復旧しているが、多くの学校がまだ仮設で不便な環境となっている。

### ③ 「なりわい」の再生

水産業の再生については、ほぼ計画どおり、漁船、養殖施設の復旧・復興が進んでいる。ただ、水揚げ量は震災前の約 3 分の 2 程度の水準となっている。

商工業の再生については、二重債務問題解決が大きな課題となっていた。岩手県産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取が約 260 件、また、中小企業等復旧・復興支援事業（グループ補助金）を活用し、平成 23～25 年の 3 年間で 111 グループ 1,244 者に 782 億円の交付決定を行っている。こうしたことにより、沿岸部宿泊施設も震災前との比較で約 87%が営業している。

## (4) 復興の現状と課題について

岩手県では、被災者の状況を把握するため、四半期ごとに「いわて復興ウォッチャー調査」で、復興感に関する定点調査を行っている。徐々に回復度は高まっており、本年 5 月の結果は次のとおりである。

- ・被災者の生活の回復度 「回復」「やや回復」が 55.8%
- ・地域経済の回復度 「回復」「やや回復」が 55.9%
- ・災害に強い安全なまちづくり達成度 「達成」「やや達成」が 21.7%

生活、地域経済については、半数の方が「回復」「やや回復」としているが、安全なまちづくりについては、現在、防潮堤等の海岸保全施設もまだ整備されていないところも多くあり、達成度は約 20%と課題になっている。

また、事業者の状況については、年 2 回被災事業所復興状況調査を行っており、本年第 1 回の調査結果によると、「再開済」「一部再開済」と回答した事業者が約 8 割となっている。ただ、産業分類とみるとばらつきがあり、建設業では約 9 割が再開済であるのに対し、卸売小売業では 73%となっており、まちづくりの遅れの影響によるものと考えられる。

現在、事業者が抱えている課題として一番大きいのは、売上の減少・利益率の低下である。震災直後、一度販路を失い、それがなかなか戻らないことや、風評被害がその理由としてあげられる。また、雇用・労働力の確保の困難も事業者が抱える大きな課題の一つである。仕事はあるのだが、従業員が集まらなくて、生産拡大ができないという話もよく聞

く。

#### 【復興の推進における課題】

##### ① 人材の確保

民間のみならず、行政においても復興事業を進める職員が不足している。神奈川県からも支援を受けているところだが、引き続き支援を必要としている。

##### ② 財源の確保と自由度の高い財源措置

国の集中復興期間が平成 27 年度までとされている。それ以降の財源措置が不透明な部分があるので、先月、被災地 4 県で国に対して要望したところである。

##### ③ 事業用地の円滑かつ迅速な確保

今年 5 月に改正復興特区法が成立し、事業用地の取得が迅速に進むようになった。県としても制度を活用し、円滑・迅速な用地取得を推進していく。

## 2 東日本大震災からの復興に向けた岩手県議会の取組について

### (1) 初動の対応

震災発生時は予算特別委員会の最終日の審査中だったが、これまでに経験のない揺れにより委員会の継続は困難と判断し、審議を打ち切り、散会した。

その後の状況は次のとおり。

平成 23 年

3 月 14 日（月） 常任委員会の予定だったが、議長の判断で開催を中止した。議会運営委員会で会期を延長するかどうか協議し、意見が拮抗したが、延長しないことを多数決で決定した。

3 月 15 日（火） 予算特別委員会を再開し、直ちに質疑終結、採決。その後、本会議を開会した。当局出席者は知事、総務部長のみとし、知事からの災害報告後、常任委員会への付託の撤回を議決し、予算関連議案以外の議案を討論の上、採決、請願陳情は結論を出さないことを採決、予算特別委員長報告後に、予算関連議案について、討論・採決し、閉会した。

3 月 18 日（金） 「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部」（部長：議長、副本部長：副議長、メンバー：全議員）を設置した。

【連絡本部の役割】 議員による災害情報の収集とともに、執行部への情報提供・要請するもので、執行部の対応の支障とならないよう議会との伝達を一本化することにより、円滑に情報提供や要請を実施した。

執行部への情報提供・要請は5月末までの2か月間で約200件に達した。

## (2) 震災後の本会議等の開催状況

平成23年

4月27日 臨時会招集（会期1日）「災害対策特別委員会」設置（議長を含む全議員で構成）。

### 【委員会の役割】

- ① 救援・復旧・復興等に関する政策提言
- ② 救援・復旧・復興等に係る議案の審査

6月8日 臨時会招集（会期1日）震災関係の補正予算等を議決

6月30日 6月定例会招集（会期14日 6/30～7/13）

復旧・復興等に関する議論、震災対応以外の補正予算を議決

8月1日 災害対策特別委員会による知事への政策提言

8月9日 臨時会招集（会期3日 8/9～8/11）

震災関係の補正予算及び復興計画承認議案等を議決

9月26日 臨時会（改選後）「東日本大震災津波復興特別委員会」設置（議長を除く全議員で構成）

## (3) 東日本大震災津波復興特別委員会の活動状況

平成23年9月に特別委員会を設置後、度重なる現地調査を実施し、復興計画の事業実施に当たり支障となっている埋蔵文化財調査の促進、被災市町村への人的支援の強化等を執行部に要請した。

また、平成24年3月～5月には、災害廃棄物の広域処理促進に係る要請活動を他動府県に対して実施した。

昨年10月には委員会設置から2年経過することから、委員会の活動成果等を中間報告としてとりまとめ、県当局に対して提言を行った。

本年3月に岩手県の災害廃棄物の処理を終えたことから、協力をいただいた広域処理受入自治体・議会へのお礼を実施した。神奈川県には4月24日に、特別委員会の議員4名が訪問し、古沢議長、相原副議長へお礼と引き続きの支援をお願いした。また、当日は副知事にも挨拶することができた。改めて、感謝申し上げる。

本年6月には、全委員で釜石市を伺い、岩手県沿岸市町村復興期成同盟から復旧・復興の状況、課題等について聴取し、意見交換等を、特別委員会の初の試みとして行った。

### 【まとめ】 大規模災害時の議会の役割について

- ① 県の初動対応に支障を来さないよう、また、次々と生ずる課題・案件に対する柔軟かつ機動的に対応すること。
- ② 被災地の状況やニーズを確実に執行機関に伝達し、必要な対応を効

果的に要請するため、議会活動の仕組の構築。また、あらゆるチャンネルを通じて、政府・与党、野党へ要請活動を行うこと。

### 3 質疑

Q： 議会の対応について確認するが、発災当時、予算委員会を開会中で、採決は行わず、本会議でやったということか。

A： 当日は質疑を中止した。3月15日に予算委員会を再開し、質疑は終わっていたので、審査員の意見の取りまとめ後、採決している。

Q： 特別委員会が昨年10月に取りまとめた中間報告の内容はどのようなものか。

A： 特別委員会の現地視察結果や執行部の取組状況を踏まえて、復興の進捗に対する評価、今後の取組に対する提言をまとめたものである。

### 4 視察を終えて

議会開催中に被災している。厳格な日程管理の下で開催される議会は、前例のない日程を組まざるを得なかったようである。

緊急災害時の貴重な先例として、今後情報の共有化を図る取組が必要と考えられる。



## 全体総括

復旧から復興へ力強く躍動を始まったまちもあれば、未だ復旧に至っていないまちもある。

絆ということばも生まれた災害から3年が経過した。

絶える事のない被災地への思いは決して切ってはいけないことである。

私たちは現地を見て、現地の意見を聞きながら、長い眼で復興を見守っていく必要がある。勿論物心両面からの支援も必要である。

我が会派は、来年以降も東日本大震災の被災地の復興について、継続的に見守っていきたいと考えている。